3 March 2022

Nabeshima Labor management

傷病手当金の支給期間通算化について　【令和４年１月１日施行】

同一の疾病等による傷病手当金の支給期間について、出勤に伴い不支給となった期間がある場合、その分の期間を延長して支給を受けられるようになりました。通算化が適用されるのは、施行日前に１年６か月を経過していない「令和２年７月２日以降」に支給を開始された方です。

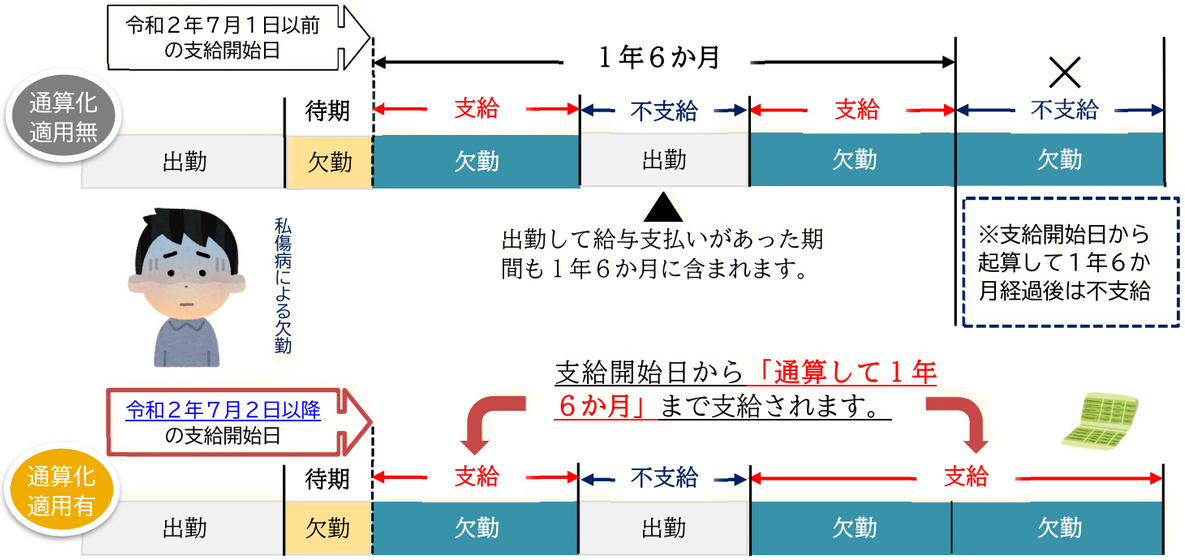

Q「通算して１年６か月」とは何日間でしょうか？

A　初回の申請から３日間の待期期間を経て、支給を始める４日目より、暦に従って１年６月間の計算を行います。そのため支給開始日によって、総支給日数は異なります。

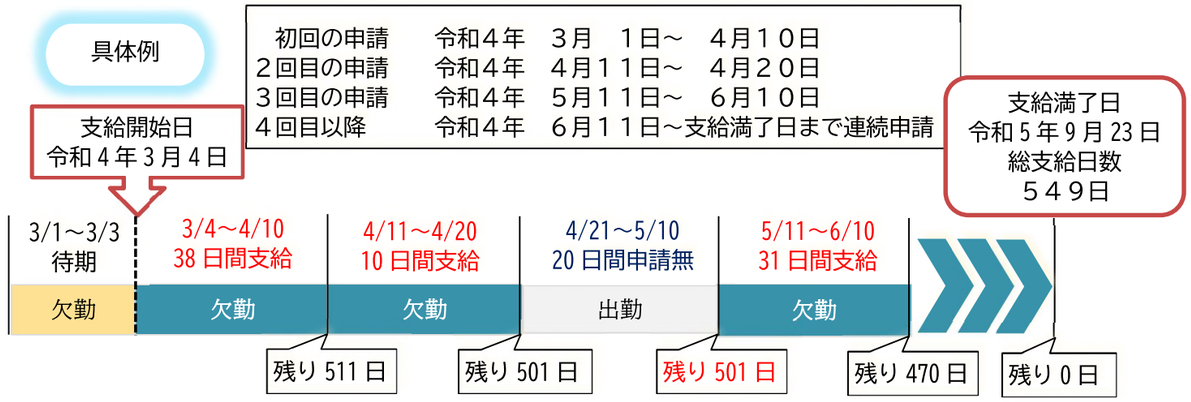

《筆者：黒澤》

お知らせ

★令和３年12月　職場における一般的な労働衛生基準が見直されました。（照度、便所、救急用具等）
★令和４年３月分から健康保険料・介護保険料の料率が改定されます。4月に支払う給与より変更になります。
（栃木県）　健康保険料【変更前】49.35／1000 ➡ 【変更後】49.50／1000 ↑
介護保険料【変更前】 9.00／1000 ➡ 【変更後】 8.20／1000 ↓
★令和４年４月
・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・公表の義務が、常時雇用する労働者数 101 人以上の事業主まで拡大されます。
・職場におけるパワーハラスメント防止対策が、中小事業主においても義務化されます。
・国民年金手帳の新規発行が廃止され、今後初めて加入する方には新たに「基礎年金番号通知書」が発行されます。
★令和４年度年金額は、前年度から 0.4%の引き下げとなります。（国民年金満額の月額 64,816 円 ▲259 円）
★令和４年４月・10 月法改正に対応した「育児・介護休業規則」のひな型を作成いたしました。詳しくは担当までご相談ください。

自然との共生

今年の冬は雪が多く、冬でも登れた「鳴虫山」もアイゼンなしでは登れない状況です。登山者も少なく安全を考え、この日は登るのを断念しました。山歩きを始めた頃にこの山で足腰を鍛えました。お正月に山頂でお汁粉等をつくり頬張ったこと、また春先にはヤシオを眺めながら楽しんだことなど、思い出いっぱいの山です。今年は原点に返りゆっくりと歩きたいと思っています。

憾満が淵の自然と化け地蔵

私のひとこと

来月の４月１日から順次施行される「改正育児・介護休業法」。一番のポイントは、子の出産後８週間以内に、４週間の休業を２回に分けてパパが取得できるということ。（産後パパ育休：2022年 10 月１日施行）ママが出産後動けない、そこでパパが休業を取得して家事や育児をするのがねらい。なるほど！実に現実的ではありますが、パパが仕事を４週間も休むことは当たり前なのでしょうか？この育児休業等については、賃金の支払いは発生しませんので理解できないわけでもありません。考えてみればパパとママの子ですから、パパが出産や育児に協力することは、ごく当たり前で普通なのでしょうね。時代の変化についていけない自分にあきれ返っているところです。この改正で出生率が上がるといいのですが・・・。

鍋島　勝子

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

社会保険労務士法人　鍋島事務所

〒321－0923　宇都宮市下栗町２７５０－２
TEL：028－635－9752　FAX：028－635－9298
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.nabeshima-sr.or.jp
E-mail：nabeshima@nabeshima-sr.or.jp